

平成 27 年度 就学援助制度についてのお知らせ

就学援助は、お子さまが小・中学校で安心して勉強できるよう、国の法律に基づき、学習に必要な費用にお困りのご家庭に対して、学用品や給食などの経費の一部を援助する制度です。

倉敷市では、平成 27 年度の就学援助を次のように行います。

記

【対象者】

世帯が次のいずれかにあてはまり、教育委員会が援助を必要と認めた方です。

※ 世帯とは、生計をともにする全ての家族（同居の祖父母等を含む。）のことです。

- (ア) 市民税の所得割が非課税または減免されている。
- (イ) 児童扶養手当の支給を受けている。(父子・母子家庭などに支給される手当。児童手当ではありません。)
- (ウ) 国民年金保険料の免除を受けている。(ただし、2 分の 1 免除以上が対象。4 分の 1 免除は対象外です。)
- (エ) 国民健康保険料の減免を受けている。(特別な事情により生活困窮している場合に限る。軽減ではありません。)
- (オ) 生活保護が廃止または停止になったが、なお生活が苦しく学用品費などの支払いに困っている。
- (カ) 平成 26 年中の世帯全員の総収入が、生活保護受給基準に準ずる額以下である。(基準額は、家族構成や年齢などで異なり、申請を受け付けてから計算しますので、該当すると思われる場合は申請してください。)
- (キ) 病気や災害など特別な事情により、収入が著しく減少し学用品費などの支払いに困っている。

【申請手続】

援助を希望される方は、就学援助費給付申請書に記入・押印し、学校へ提出してください。(申請用紙は、各学校・教育委員会・福祉事務所に 3 月頃から用意しています。)

なお、前年度に援助を受けた方でも、本年度の援助を希望される場合は申請書の提出が必要です。

【申請時にご了解いただく事項】

- 教育委員会が住民基本台帳を閲覧すること、市民税の課税状況、児童扶養手当受給状況を照会することについて、ご家族全員(住民登録上の世帯及び申請書世帯欄に記載された全員)の同意が必要です。
- なお、認定を受けた場合は、学校長を申請者の代理人とし、援助費の請求・受領に関するすべての権限を委任していただきます。

- 平成 27 年 1 月 2 日以降に倉敷市へ転入された方は、平成 27 年 1 月 1 日に住民登録のあった市区町村の発行する平成 27 年度 (26 年中所得分) 所得・課税証明書を世帯全員分添付してください。(おおむね 5 月中旬以降に発行されますが、市区町村により発行開始時期が異なります。発行開始前は、就学援助費給付申請書を先に学校へ提出し、発行開始後すみやかに所得・課税証明書を提出してください。)
- 遺族年金や障害年金を受給している方は、証書の写しを添付してください。(証書の再発行などについての問合せは、倉敷東年金事務所 TEL 086-423-6150 までお願いします。)
- 平成 26 年分の所得申告をされていない方は、認定できない場合があります。必ず税務署または平成 27 年 1 月 1 日に住民登録のあった市区町村の住民税担当課で申告をお願いします。(給与所得のみの方で、勤務先の会社から市区町村に給与支払報告書が提出されている場合には、申告の必要はありません。)

【申請の締切】

平成 27 年 4 月 24 日(金)までの提出は、4 月からの支給対象とし、以降、毎月 15 日までの提出は当月から対象とします。

なお、平成 28 年 1 月 15 日(金)を最終締切りとします。

【認定結果の通知】

認定の可否は平成 27 年 4 月 24 日の提出分までは 7 月上旬頃に、それ以降は随時、学校を通じてお知らせします。

【援助内容(予定)】

	小 学 校	中 学 校
学用品費(年間)	1 年生 12,970 円まで 2～6 年生 15,200 円まで	1 年生 24,560 円まで 2～3 年生 26,790 円まで
給食費(年間)	保護者が負担する給食費実費	
泊を伴う校外活動費	交通費・見学科 3,570 円まで	交通費・見学科 6,010 円まで
新入学学用品費	1 年生 20,470 円	1 年生 23,550 円
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学科など 31,785 円まで	交通費・宿泊費・見学科など 85,935 円まで
医療費	学校病(トラコーマ・結膜炎・白せん・疥せん・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病)の医療費 (ただし、保険診療対象の治療に限る。)	

※援助は、原則現金を支給しますが、教材や学校給食などの現物に代える場合もあります。

問合せ先：倉敷市教育委員会 学事課 (TEL 086-426-3825)